

おかざき応援寄附金パートナー事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、将来にわたり岡崎市が活力を維持し持続的に発展するための魅力づくりを進めるシティプロモーション活動の推進及び、市内産業の活性化を目的とする「おかざき応援寄附金」事業への寄附者に対し、返礼品として商品やサービスを提供していただける事業者（以下「パートナー事業者」という）を募集する。

2 定義

本要項で記載する「商品」は事業者が生産した産品を、「返礼品」は寄附者に対して提供する商品やサービスを指す。

3 募集の要件

パートナー事業者は、以下の要件すべてに該当しているものとする。ただし、要件に適合しても市がパートナー事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業者であること。
- (2) 岡崎市内に事業所がある事業者は岡崎市税に、それ以外の事業者は主たる事業所の属する自治体における市区町村税に滞納がないこと。
- (3) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団等の構成員等でないこと。
- (4) 岡崎市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取扱うことができる事業者であること。
- (5) 各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (6) 市及び市の受託事業者が必要とする書類の提出が可能であること。

4 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、次の条件すべてに該当する商品等とする。ただし、要件に適合しても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りでない。
 - ア 次項に定める地場産品であること。
 - イ 本市の特産品などで岡崎をPRできるもの。
 - ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは、可とする。

エ 食品に関しては、商品情報（使用原材料等）の開示がされており、「食品衛生関係法令」の規格・基準内であることなど「食の安全・安心」が確保されていること。

(2) 地場産品の基準

別紙「地場産品基準」に該当する返礼品であること。

(3) 寄附金額の設定

パートナー事業者から提案のあった提供価格（梱包代、消費税込）が寄附金額の3割以内になるよう、市で寄附金額を決定する。なお送料は市が負担するが、高額な場合は別途市と協議すること。

5 パートナー事業者のメリット

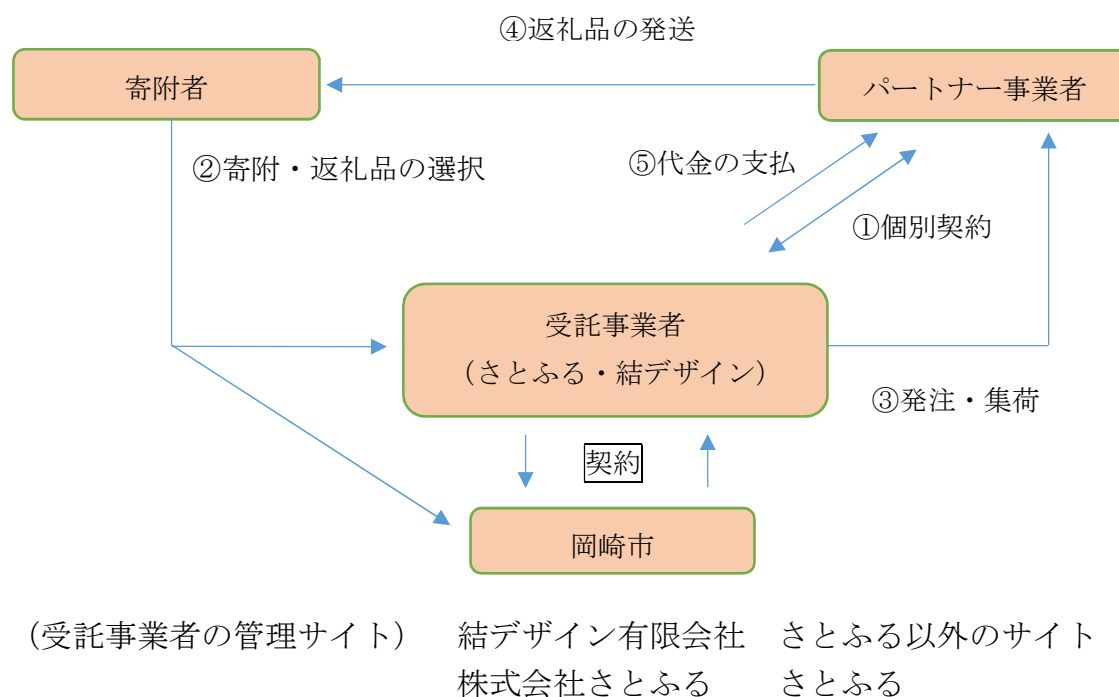
(1) 事業者名や商品名等のPR

市外の方へ市のホームページ、市が作成・配布するおかざき応援寄附金PRパンフレットを通じて、事業所名・商品名等をPRすることができる。

(2) 自社商品の販売促進・PR

返礼品発送時に自社商品等パンフレットを同封することで、自社商品の販売促進・PRを図ることができる。ただし、パートナー事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品の場合と送料が変動しない範囲とする。

6 事業の概要



7 申込方法

パートナー事業者の申込みをする者は、次に掲げる書類を添え、岡崎市役所経済振興部商工労政課へ提出すること。申込み内容や企業活動等を総合的に判断して市長が決定し、応募者に採用決定の可否（様式2）を通知する。

- (1) おかざき応援寄附金パートナー事業者申込書（様式1）
- (2) 企業の概要のわかる資料（パンフレット等）
- (3) 商品のわかる資料（パンフレット等）又は商品の写真
- (4) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営まれているかた）

8 返礼品の登録

(1) 登録方法

登録を希望する商品の情報を返礼品登録フォームから結デザイン有限会社へ提出する。

(2) 審査

提出された商品情報は、結デザイン有限会社に取りまとめた後、市へ送付される。本市で返礼品要件を確認した後、本市から国に地場産品基準の適合確認の申請を行う。

- (3) 審査の結果、国の承認を得られた商品について、結デザイン有限会社より採用の決定についてお知らせするとともに、返礼品登録の手続きについて案内する。ただし、さとふるサイトの返礼品登録の手続きについては、市が案内する。

9 その他の留意事項

- (1) パートナー事業者は、返礼品の登録を取り下げる場合は、市と受託事業者へ連絡すること。
- (2) パートナー事業者は、あらかじめ登録した企業情報を変更・辞退する場合は、市と受託事業者へ協議のうえ、変更申込書（様式3）で報告すること。
- (3) パートナー事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について報告すること。品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負わない。
- (4) 市は、登録された企業が本要項3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、パートナー事業者の認定を取り消すことができる。
- (5) パートナー事業者の認定期限は、原則2年（認定された年度の翌年度末まで）とする。ただし市のイメージを著しく害した場合は、市は期限内であつ

ても認定を取り消すことができる。

- (6) 市は、登録された商品が本要項 4 に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、返礼品の登録を取り消すことができる。
- (7) 市は登録された商品について、必要に応じてパートナー事業者と見直しの協議を行うことができる。
- (8) 市は年度末などに寄附者からの申込受付を中断することがある。その場合の中断期間などについては別途通知するものとする。
- (9) 商品価格、内容等の変更がある場合は、パートナー事業者、市の双方協議のうえ見直すこと。

附 則

この要項は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後のおかざき応援寄附金パートナー事業者募集要項の規定は、施行日以後の返礼品の申込みについて適用し、同日前に登録している返礼品については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和元年 5 月 7 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後のおかざき応援寄附金パートナー事業者募集要項の規定は、令和元年 5 月 7 日以後の返礼品の申込みについて適用し、同日前に登録している返礼品については、令和元年 5 月 31 日まで従前の例による。

附 則

この要項は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。